改正後	現行	備考
制 定 平成19年8月31日 耕 第 462号 改 正 平成20年7月11日 耕 第 466号 改 正 平成22年7月 9日 農整第453号 改 正 平成23年7月 15日 農整第396号 改 正 平成27年1月 16日 農整第15号 改 正 平成28年7月 13日 農整第266号 改 正 平成29年7月 10日 農整第243号 改 正 令和元年8月22日 農整第296号 改 正 令和元年8月13日 農整第305号 改 正 令和 3年8月13日 農整第284号 改 正 令和 3年8月12日 農整第283号 改 正 令和 4年8月12日 農整第253号 改 正 令和 4年8月12日 農整第253号	制 定 平成19年8月31日 耕 第 462号 改 正 平成20年7月11日 耕 第 466号 改 正 平成22年7月 9日 農整第453号 改 正 平成23年7月15日 農整第396号 改 正 平成27年1月16日 農整第15号 改 正 平成28年7月13日 農整第266号 改 正 平成29年7月10日 農整第243号 改 正 平成29年7月10日 農整第243号 改 正 令和 元年8月22日 農整第305号 改 正 令和 2年8月3日 農整第305号 改 正 令和 3年8月13日 農整第305号 改 正 令和 4年8月12日 農整第284号	
施設機械工事等共通仕様書	施設機械工事等共通仕様書	
令和 <u>5</u> 年 <u>9</u> 月	令和 <u>4</u> 年8月	
富山県農林水産部	富山県農林水産部	

改正後	現行	備考
改正後	現行	備考
第1章 総 則	第1章 総 則	
第1節総 則	第1節総 則	
1-1-1 【略】	1-1-1 【略】	
1-1-2 用語の定義	1-1-2 用語の定義	
1. ~ 22. 【略】	1. ~ 22. 【略】	
23. 連絡 連絡とは、監督員と受注者若しくは現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、 契約書第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、ロ頭、電子メール等などにより互いに知ら せることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	23. 連絡 連絡とは、監督員と受注者若しくは現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、 契約書第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどによ り互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	字句修正
24. ~ 50. 【略】	24. ~ 50. 【略】	
1-1-3 ~ 1-1-15 【略】	1-1-3 ~ 1-1-15 【略】	
1-1-16 施工体制台帳及び施工体系図	1-1-16 施工体制台帳及び施工体系図	
1. ~4. [略]	1. ~4. [略]	
5. 名刺等の着用 第1項の受注者は、監理技術者、 <u>監理技術者補佐、</u> 主任技術者(下請負者を含む <u>。</u>)及び第1項の受注者の専門 技術者(専任している場合に <mark>限る。</mark>)に、工事現場内において、工事名、工期、所属会社名及び社印の入った名刺 等を着用させなければならない。 <u>なお、名札は図1-1-1 を標準とする。</u> また、監理技術者補佐は、建設業法第26 条第3 項ただし書きに規定する者をいう。	5. 名刺等の着用 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合 <u>のみ</u>)に、工事現場内において、工事名、工期、所属会社名及び社印の入った名刺等を着用させなければならない。	\ _
監理(主任)技術者(監理技術者補佐) 氏 名 〇〇 〇〇		
写真 工事名 ○○改良工事 写真 工期 自○○年○○月○○日 2.4cm×3.0cm 至○○年○○月○○日 運転免許証サイズ		
会 社 ◇◇建設株式会社		
[注1] <u>用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。</u> <u>図 1-1-14 名札の標準図</u>		

改正後	現行	備考
1-1-17 ~ 1-1-24 【略】	1-1-17 ~ 1-1-24 【略】	
1 — 1 — 25 建設副産物	1-1-25 建設副産物	
1. ~4. 【略】	1. ~4. 【略】	
5. 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 6. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、又は建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	 5. 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 6. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、又は建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 	再生資源利用促進計画の掲示を追記
7. ~8. 【略】	7. ~8. 【略】	
1 — 1 —34 施工管理	1-1-34 施工管理	
1. ~ 11. [略]	1. ~ 11. [略]	
12. 不具合等発生時の措置 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は、公益通報者等から当該 工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。	【新設】	監督員への通報について追記
│ │ 1 一 1 一35 履行 報告	1-1-35 履行報告	
受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督員に <u>適宜連絡</u> しなければならない。	受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督員に <u>提出</u> しなければならない。	毎月の履行報告書の提出を廃止とし、段階確認時などに履行状況を 適宜連絡することとする(例:段階確認申出書
1-1-36 ~ 1-1-51 【略】	1-1-36 ~ 1-1-51 【略】	とする(例:段階確認申出書 に記載)
1-1-52 保険の付保及び事故の補償	1-1-52 保険の付保及び事故の補償	
 1. ~ 3. 【略】 4. 法定外の労災保険の付保 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。 5. 補償 【略】 6. 掛け金収納書の提出 【略】 	1. ~ 3. 【略】 <u>【新設】</u> <u>4</u> . 補償 【略】 <u>5</u> . 掛け金収納書の提出 【略】	労災保険について追記
1-1-53 ~ 1-1-56 【略】	1-1-53 ~ 1-1-56 【略】	

		改正後				現行	備考
	第				第2	2章 機器及び材料	
	•	【略】			•	【略】	
		Lacia				L™□./	
		第3章 共通施工				第3章 共通施工	
第1節 ~ 第	第5節 【略】			第1節 ~ 第	3節 【略】		
第6節 防	食		穿	第6節 防	食		
3-6-1	容融亜鉛めっき		3	3-6-1 溶	融亜鉛めっき		
き試験方法) 3. ~ 8. 9. <u>膜</u> 厚	又は同等以上の規定に 【略】 図書に明示した場合を	膜厚、試験等を JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)、JIS H 0401(溶融亜鉛 従って行う。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならな 除き、表 3-6-1 によるものとする。これにより難い場合は、監督員の承額	めっ ハ。	っき試験方法 2. ~ 8. 9. <u>付着量</u>	又は同等以上の規定に 【略】 計図書に明示した場合を	付着量、試験等を JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)、JIS H 0401(溶融亜鉛 に従って行う。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない 全除き、表 3-6-1 によるものとする。これにより難い場合は、監督員の承諾を	変更
		表3-6-1 溶融亜鉛めっき <mark>膜厚</mark>	,	- H		3-6-1 溶融亜鉛めっき付着量	
記 号	<u>膜厚(μ m)</u>	適 用 厚さ 1mm 以上の素材、直径 12mm 以上のボルト・ナット及び厚さ		記号	付着量 (g/m²)	適 用 厚さ 1mm 以上 2mm 以下の鋼材・鋼製品、直径 12mm 以上、ボル・	記号の見直し
HDZT49	49以上	<u> </u>		HDZ35	350以上		
HDZT56	56以上	厚さ 2mm 以上の素材	-	HDZ40	400以上	厚さ 2mm を超え 3mm 以下の鋼材・鋼製品及び鋳鍛造品類。	
HDZT63	63以上	厚さ3mm以上の素材		HDZ45	450以上	厚さ3mmを超え5mm以下の鋼材・鋼製品及び鋳鍛造品類。	
HDZT70	<u>70以上</u>	厚さ5mm以上の素材		HDZ50	<u>500 以上</u>	厚さ5mmを超える鋼材・鋼製品及び鋳鍛造品類。	
<u>HDZT77</u> (注) 適用欄	77以上 に示す厚さ及び直径は、	厚さ6mm以上の素材 公称寸法による。]	HDZ55	550以上	<u>過酷な腐食環境下で使用される鋼材・鋼製品及び</u> <u>鋳鍛造品類。</u>	
	【略】	略】	第 3	<u>のに適</u> 2. 表中、3 3. 過酷な	用する場合は、事前に接 適用例の欄で示す厚さが 第食環境は、海塩粒子線 2 ~ 3-6-3 68節 【略】 管 「略】	及び直系は、呼称寸法による。 農度の高い海岸、凍結防止剤の散布される地域などをいう。	<u>5</u>
1.【略】				1.【略】	-		

改正後	現行	備考
受注者は、地中埋設管の分岐部、曲がり部などの衝撃を受けやすい箇所には、必要に応じてコンクリート若しくは他の方法で衝撃防護を行わなければならない。 3. 【略】	 2. 衝撃防護 受注者は、埋設管の分岐部、曲がり部などの衝撃を受けやすい箇所には、必要に応じてコンクリート若しくは他の方法で衝撃防護を行わなければならない。 3. 【略】 4. 地中配管 (略】 (1) ~ (3) 【略】 (4) 受注者は、掘削にあたって埋設物を発見した場合は、<u>すみやかに監督員と処置方法について協議しなければならない。</u> (5) 道路の掘削工事の施工にあたっては、道路管理者及び交通管理者と協議すると共に、関係法令に基づき、安全対策を講じなければならない。 なお、舗装の切取りはカッター等により行い周囲に損傷を与えないようにすると共に、埋設後は原形に復旧しなければならない。 	→
	3-9-3 ~ 3-9-4 【略】	
第 10 節 電気配線	第 10 節 電気配線	
3-10-1 ~ 3-10-2 【略】	3-10-1 ~ 3-10-2 【略】	
3-10-3 合成樹脂管配線	3-10-3 合成樹脂管配線	
1. 一般事項 コンクリート埋設部は、JIS C 8430(硬質 <mark>ポリ塩化ビニル</mark> 電線管)、地中埋設部は、JIS C 3653(電力用ケーブルの地中埋設の施工方法)に適用する電線管を使用するものとする。 2. ~ 6. 【略】	1. 一般事項 コンクリート埋設部は、JIS C 8430(硬質 <u>塩化ビニル</u> 電線管)、地中埋設部は、JIS C 3653(電力用ケーブルの 地中埋設の施工方法)に適用する電線管を使用するものとする。 2. ~ 6. 【略】	名称の変更
3-10-4 【略】	3-10-4 【略】	
	3-10-5 地中配線	
【略】 (1)【略】 (2)受注者は、掘削を所定の深さまで行った後、転石や突起物を取除き突固めを行うとともに掘削土を埋戻す <mark>場合</mark>	 【略】 地中配管 (略】 (1)【略】 (2)受注者は、掘削を所定の深さまで行った後、転石や突起物を取除き突固めを行うとともに掘削土を埋戻す場合、 	字句修正
は、下層土は下層、上層土は上層とし埋設表示テープを敷設し埋戻しを行わなければならない。ただし、コンクリート巻立て又はU字側溝等のコンクリート二次製品等で保護される場合は、この限りではない。なお、掘削土を埋戻しに使用しない場合は監督員の承諾を得た良質土により行わなければならない。 (3) ~ (5) 【略】 3. ~ 4. 【略】 5. 管路式 【略】	下層土は下層、上層土は上層とし埋設表示テープを敷設し埋戻しを行わなければならない。ただし、コンクリート巻立て又はU字側溝等のコンクリート二次製品等で保護される場合は、この限りではない。なお、掘削土を埋戻しに使用しない場合は監督員の承諾を得た良質土により行わなければならない。 (3) ~ (5) 【略】 3. ~ 4. 【略】 5. 管路式 「略】	
(1) 地中埋設の管は、曲げてはならない。やむを得ず曲げる場合には、監督員の指示により<u>地中</u>埋設管の位置を表示するマークを地表に埋め込まなければならない。(2) ~ (3) 【略】	(1) 地中埋設の管は、曲げてはならない。やむを得ず曲げる場合には、監督員の指示により埋設管の位置を表示するマークを地表に埋め込まなければならない。(2) ~ (3) 【略】6.【略】	字包修正
3-10-6 ~ 3-10-9 【略】	3-10-6 ~ 3-10-9 【略】	

改正後	現行	備考
第11 節 ~ 第13 節 【略】	第11 節 ~ 第13 節 【略】	
第4章 ~ 第8章 【略】	第4章 ~ 第8章 【略】	
第9章 鋼製付属設備	第9章 鋼製付属設備	
第 1 節 [略]	第1節 [略]	
第2節 鋼製付属設備	第2節 鋼製付属設備	
9-2-1【略】	9-2-1【略】	
9-2-2 操作管理橋(人道橋) 1. 【略】 2. 出入口 操作管理橋(人道橋)の出入口には、施錠可能な扉を設置するとともに、必要に応じて、立入禁止等の標示板を設けるものとする。 9-2-3 ~ 9-2-5 【略】	9-2-2 操作管理橋 (人道橋) 1. 【略】 2. 出入口 操作管理橋 (人道橋) の出入口には、施錠可能な扉を設置するとともに、必要に応じて、立入禁止等の表示板を設けるものとする。 9-2-3 ~ 9-2-5 【略】	字句修正
第10章 鋼橋上部工	第10章 鋼橋上部工	
第1節 通 則	第1節 通 則	
10-1-1 【略】	10-1-1 【略】	
10-1-2 一般事項 1.【略】 2. 技術基準等 【略】 (1) ~ (9) 【略】 (10) 防護柵の設置基準・同解説 /ボラードの設置便覧 (日本道路協会) (11) ~ (13) 【略】 (14) 鋼道路橋の疲労設計便覧 (日本道路協会) (15) 道路橋伸縮装置便覧 (日本道路協会)	10-1-2 一般事項 1.【略】 2. 技術基準等 【略】 (1) ~ (9) 【略】 (10) 防護柵の設置基準・同解説 (11) ~ (13) 【略】 (14) 鋼道路橋の疲労設計指針 (日本道路協会) 【新設】	技術基準の名称改正
10-1-3 ~ 10-1-4 【略】	10-1-3 ~ 10-1-4 【略】	技術基準追加
第2節 鋼橋製作	第2節 鋼橋製作	
10-2-1 【略】	10-2-1 【略】	

改正後

備考

10-2-2 材 料

- 1. ~ 2. 【略】
- 3. 溶接材料

受注者は、溶接材料の使用区分を表 10-2-1 に従って選定しなければならない。

表 10-2-1 溶接材料区分

条件	使 用 区 分
強度の同じ鋼材を	母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質(じん性
溶接する場合	を除く)を有する溶接材料
強度の異なる鋼材	低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的
を溶接する場合	性質(じん性を除く)を有する溶接材料
じん性の同じ鋼材	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶
を溶接する場合	接材料
じん性の異なる鋼	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん
材を溶接する場合	性を有する溶接材料
耐候性鋼と普通鋼	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性
を溶接する場合	を有する溶接材料
耐候性鋼と耐候性	母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候
鋼を溶接する場合	性を有する溶接材料

受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。なお、被覆ア 一ク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。

- (1) 耐候性鋼を溶接する場合。
- (2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570 及びSBHS500 を溶接する場合。
- 4. ~ 6. [略]
- 7. 工場塗装工の材料

【略】

- (1)~(4) 【略】
- (5)受注者は、塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後6か月以内、その他の塗料は製造後12 か月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延長等、やむを得ない理由によって、使用期間 がジンクリッチペイントにあっては6か月を超えた場合、その他の塗料にあっては12か月を超えた場合は、抜 取り試験を行って品質を確認し、正常であれば使用することができる。

10-2-3 原 寸

- 1. 一般事項
- (1) 受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がな いかどうかを確認しなければならない。
- (2) コンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は監督員の承諾を得なければならない。
- (3) 原寸システム等を使用せずに原寸図を作成する場合、JISB7512(鋼製巻尺)の1級に合格した鋼製巻尺を 使用しなければならない。

なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

(4) 現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。 なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。

10-2-4 エ 作

- 1. ~ 2. 【略】
- 3. 切断

受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法又はレーザー切断法により行わなければ ならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm 以下のガセット・プレート及び補剛材等は、せん

10-2-2 材 料

- 1. ~ 2. 【略】
- 3. 溶接材料

受注者は、溶接材料の使用区分を表 10-2-1 に従って選定しなければならない。

表 10-2-1 溶接材料区分

現行

条件	使 用 区 分
強度の同じ鋼材を	母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質を
溶接する場合	有する溶接材料
強度の異なる鋼材	低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機
を溶接する場合	械的性質を有する溶接材料
じん性の同じ鋼材	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有す
を溶接する場合	る溶接材料
じん性の異なる鋼	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上の
材を溶接する場合	じん性を有する溶接材料
耐候性鋼と普通鋼	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、
を溶接する場合	じん性を有する溶接材料
耐候性鋼と耐候性	母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及
鋼を溶接する場合	び耐候性を有する溶接材料

受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。なお、被覆ア 一ク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。

- (1) 耐候性鋼を溶接する場合。
- (2) SM490 以上の鋼材を溶接する場合。
- 4. ~ 6. 【略】
- 7. 工場塗装工の材料

【略】

- (1)~(4) 【略】
- (5) 受注者は、塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後6か月以内、その他の塗料は製造後12 in 適用の明確化 か月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。ただし、やむを得ない理由によって、使用期間がジ ンクリッチペイントにあっては6か月を超えた場合、その他の塗料にあっては12か月を超えた場合は、抜取り 試験を行って品質を確認し、正常であれば使用することができる。

10-2-3 原 寸

1. 受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければ ならない。また、受注者は、原寸図の一部又は全部を省略する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なけ ればならない。

一般事項について追記

区分の明確化

製品の追加

10-2-4 エ 作

- 1. ~ 2. 【略】
- 3. 切断

受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法又はレーザー切断法により行わなければ 字句修正 ならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚 10mm 以下のガセット・プレート及び補剛材は、せん断

断により切断してよいが、	切断線に肩落ち、	かえり、	不揃い等のある場合は縁削り又はグラインダー仕上げを行
って亚沿に仕上げるものと	- する		

改正後

4. 面取り

受注者は、<u>塗装等の防錆・防食を行う部材</u>において組立てた後に自由縁となる切断面の角は面取りを行うものとし、半径 2mm 以上の曲面仕上げを行うものとする。

5. ~ 8. 【略】

10-2-5 溶接施工

1. ~ 2. 【略】

3. 施工試験 【略】

(1)【略】

(2) SM490、SM490<u>Y、SBHS400、SBHS400W、SBHS500 及びSBHS500W</u> において、1パスの入熱量が10,000J/mm を超える場合。

(3) ~ (6)【略】

4. ~ 7. 【略】

8. 予 熱

受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100mm 及びアーク前方 100mm の範囲内の母材を表 10-2-6 により予熱することを標準とする。

なお、鋼材の PCM 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表 10-2-8 とする。

表 10-2-6 予熱温度の標準

			子熱温度	£ (°C)				
鋼種	溶接方法	板厚区分(mm)						
邓州生	(的女儿伝	25 以下	25 をこえ	40 をこえ	50 をこえ			
			40 以下	50 以下	100 以下			
	低水素系以外の溶接棒によ る被覆アーク溶接	予熱なし	50		-			
SM400	低水素系の溶接棒による被 覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50			
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし			
SMA400W	低水素系の溶接棒による被 覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50			
SWA4OOW	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし			
SM490	低水素系の溶接棒による被 覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80			
SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50			
SM520	低水素系の溶接棒による被 覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100			
SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80			
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被 覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100			

により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削り又はグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。

現行

4. 面取り

受注者は、<u>塗装される主要部材</u>において組立てた後に自由縁となる切断面の角は面取りを行うものとし、半径 字句修正 2mm 以上の曲面仕上げを行うものとする。

5. ~ 8. (略)

10-2-5 溶接施工

1. ~ 2. 【略】

3. 施工試験

【略】

(1)【略】

(2) SM490、SM490Y において、1パスの入熱量が10,000J/mm を超える場合。

(3)~ (6) 【略】

4. ~ 7. 【略】

8. 予 熱

受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100mm <u>及びアーク前方 100mm</u> の範囲内の母材を表 10-2 -6 により予熱することを標準とする。

表10-2-6 予熱温度の標準

			子熱温度	£ (°C)					
鋼種	溶接方法	板厚区分(mm)							
刘州里	(的女刀仏	25 以下	25 をこえ	40 をこえ	50 をこえ				
			40 以下	50 以下	100以下				
	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50						
SM400	低水素系の溶接棒による被 覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50				
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし				
SMA400W	低水素系の溶接棒による被 覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50				
SWA400W	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし				
SM490	低水素系の溶接棒による被 覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80				
SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50				
SM520	低水素系の溶接棒による被 覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100				
SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80				
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被 覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100				

備考

製品の追記

条件の追加

8

改正後								現行					
		ージアーク溶接 ールドアーク溶接	予熱なし	50	50	30		サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	鋼種の追加
SBHS	<u>万400W</u> 覆	系の溶接棒による	<u>・被</u> <u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u> <u>予</u>	<u>熱なし</u> <u>子</u> 索	なし	【新設】	【新設】	【新設】	<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>	
SBHS SBHS	5500W <u>サブマー</u>	・ジアーク溶接	<u>予熱なし</u>		熱なし <u>子</u> 素	<u>!なし</u>		<u>【新設】</u>	_【新設】	【新設】	【新設】	_【新設】_	
	なし」については、	<u>-ルドアーク溶接</u> 気温(室内の場合		<u></u>			注)「予熱なし」に加熱する。	については、気温(室内の場。 。	合は室温)が5°CL	以下の場合は、	20℃程度		
	熱する。 <u>表</u>	10-2-7 予熱	温度の標準を適用	<u>する場合のP™の条件</u>	<u> </u>	(0/)	【新設】						
	<u>鋼種</u> <u>SM4</u> (00 <u>SMA400W</u>		SM520 SMA490W SM570 SMA570W		<u>(%)</u> <u>SBHS500</u> SBHS500W							条件の追加
MAD板厚			<u>55日 100 (</u> 0. 22 以	<u>0. 20 以</u>									
	下 .50 以下 0.24 以	下	<u>F</u> <u>F</u>		下 0.22以	下 0.20以							
) を招え	下 100以下 0.24以	下	<u>T</u>		下 0.22以	下 0. 20 以							
	<u> </u>	<u>F</u>	<u>F</u> <u>F</u>		下	<u>F</u>							
Г		表 10-	-2-8 P _M 値と予		20)		<u>【新設】</u>						条件の追加
	<u>P_M(%)</u>	溶接方法		予熱温度(板厚区分(mm)		<u></u>						
	<u>0. 21</u>	SMAW	<u>t≦25</u> <u>予熱なし</u>	<u>25<t≦< u="">4 <u>予熱なし</u></t≦<></u>		<u>t≦100</u> 熱なし							
-	0.21	GMAW、SAW SMAW	<u>予熱なし</u> 予熱なし			<u>熱なし</u> 熱なし							
	0.22	GMAW, SAW	予熱なし		_ 	熱なし							
	0.23	SMAW GMAW、SAW	<u>予熱なし</u> <u>予熱なし</u>		_	<u>50</u> 熱なし							
	<u>0. 24</u>	SMAW	予熱なし	2 予熱なし	_	<u>50</u>							
-		GMAW、SAW SMAW	<u>予熱なし</u> 予熱なし		<u>/</u>	<u>熱なし</u> 50							
-	<u>0. 25</u>	GMAW、SAW SMAW	予熱なし		<u></u>	<u>50</u> 80							
	<u>0. 26</u>	SMAW SAW	<u>予熱なし</u> <u>予熱なし</u>			<u>50</u>							
	<u>0. 27</u>	SMAW GMAW、SAW	<u>50</u> 予熱なし	80 2 50		<u>80</u> 50							
-	<u>0. 28</u>	SMAW	<u> </u>	<u> </u>		<u>100</u>							
		GMAW、SAW SMAW	<u>50</u> 80	5 <u>0</u> 100		80 100							
	<u>0. 29</u>	GMAW, SAW	50	80		80							

改正後

で、表 10-2-9 に示す 1 グループごとに 1 継手の抜取り検査を行わなければならない。 ただし、監督員の指示がある場合には、それによるものとする。

表 10-2-9 主要部材の完全溶込みの空合せ継手の非破壊。護録を査率

11	2 10 2 <u>9</u> 土安市内の九王冶区の入り大口で極于の万円収扱。場所決直平					
立(七	部材		1 検査ロットをグ ループ分けする場		放射線透過試験	超音波 探傷試験
(A) (14			合の 1 グループの 最大継手数	撮影枚数	検査長さ	
引張	引張部材		1	1枚(始端又は端部を含む)		
圧縮	部杉	†	5	1枚(始端又は端部を含む)		
曲げ 部材	引引	長フランジ	1	1枚(始端又は端部を含む)		
	圧縮フランジ		5	1枚(始端又は端部を含む)	継手全長を 原則とする	
	腹板	応力に直角な方向 の継手	1	1枚(引張側)		
		応力に平行な方向 の継手	1	1枚(始端又は端部を含む)		
鋼床	版		1	1枚 (<mark>始端又は</mark> 端部を含む)		

- 注)検査手法の特性の相違により、検査長さの単位は放射線透過試験の30 cmに対して、超 音波深傷試験では1継手の全線としている。
- (2) 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプ レートの溶接部については、表 10-2-10 に示す非破壊調験に従い行わなければならない。

また、その他の部外の完全溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にす ることを設計図書に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行うものとする。

表 10-2-10 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊。 環検査率

【略】

- (3)【略】
- (4)受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。 割れの検査は、 溶接線全 長を対象として肉眼で行うものとするが、判定が困難な場合には、磁粉探傷:環又は浸透探傷:環により検査す るものとする。
- (5) 受注者は、断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、下溶接継手、角溶接継手に関しては、ビード表面 にピットを発生させてはならない。

その他のすみ肉溶接又は部分溶込み開先溶接に関しては、1 継手につき3 個又は継手長さ1mにつき3個 まで許容するものとする。

ただし、ピットの大きさが1mm 以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。

- ①受注者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ25mm の範囲における高低差で表し、3mm を超える凹凸を発生さ せてはならない。
- ②受注者は、アンダーカットの深さを設計上許容される値以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。
- (6) 外部きずの検査について、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じた JISZ2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 なお、極間法を適用する場合には、磁粉深傷試験のうち、極間法に限定された、磁粉深傷試験のレベル2以上 の資格を有するものとする。

内部さずの検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じて JISZ2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に基づく次の1)~3)に示す資格を有していなければならない。

で、表 10-2-7 に示す 1 グループごとに 1 継手の抜取り検査を行わなければならない。 ただし、監督員の指示がある場合には、それによるものとする。

表 10-2-7 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊。護験音率

立(7 1)	部 材		1 検査ロットをグ ループ分けする場	放射線透過試験	超音波 探傷試験	
日			合の1 グループの 最大継手数	撮影枚数	検査長さ	
引張	部杉	t	1	1枚(端部を含む)		
圧縮	圧縮部材		5	1枚(端部を含む)		
曲げ	曲 げ 引張フランジ		1	1枚(端部を含む)		
部材	部材 圧縮フランジ		5	1枚(端部を含む)	継手全長を	
	腹 応力に直角な方向 板 の継手		1	1枚(引張側)	原則とする	
	応力に平行な方向 の継手		1	1枚(端部を含む)		
鋼床	版		1	1枚(端部を含む)		

現行

【新設】

(2) 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプ レートの溶接部については、表 10-2-8 に示す非破壊試験に従い行わなければならない。

また、その他の治財の完全溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にす ることを設計図書に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行うものとする。

- (3)【略】
- (4)受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行う │ 字句修正 ものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験によ検査するものとする。

(5) 受注者は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、かど継手に関しては、ビード表面にピットを 発生させてはならない。

その他のすみ肉溶接又は部分溶込み開先溶接に関しては、1 継手につき3 個又は継手長さ1mにつき3個 まで許容するものとする。

ただし、ピットの大きさが1mm 以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。

- ①受注者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ25mm の範囲における高低差で表し、3mm を超える凹凸を発生さ せてはならない。
- ②受注者は、アンダーカットの深さを 0.5mm 以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。
- (6) 外部きずの検査について、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じた JISZ2305 (非破壊: 環子技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 内部さずの検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じて JISZ2305 (非破壊: 武人) はいいでは、 (1822305 (非破壊: 1822305 (非破; 1822305 (非被; 1822305 (182230
 - 1) 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。
 - 2) 超音波自動探傷: 環を行う場合は、超音波探傷: 環におけるレベル3の資格とする。

表番号の修正

備考

撮影箇所の追記

		改正後				現行	備考	
① 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ② 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ③ 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。					3) 手探傷による超音波探傷:			
、欠陥部の補	修		12. 欠%	紹子	修			
		ならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し	• • • • •				注意深	
く行うものと	する。		く行	うものと	する。			
		なうものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員				ようものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員 <i>の</i>)承諾を	
得なければな				ければな				
なお、補修	溶接のビードの長さは40mm!	火上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行うものとする。	5.5	5、補修	溶接のビードの長さは 40mm 以	以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行うものとする。		
	表 10)-2- <u>11</u> 欠陥の補修方法			表 10	0-2-9 欠陥の補修方法		
	欠陥の種類	補 修 方 法			欠陥の種類	補 修 方 法		
		母材表面に凹みを生じた部分は肉盛溶接の後				母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後		
1	1 アークストライク	グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある		1	アークストライク	グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程	字句修正	
		程度のものはグラインダー仕上げのみでよい				度のものはグラインダー仕上げのみでよい		
	 2 組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必		2	組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要		
	2 和立代刊文 > ノハドロ	要であれば再度組立溶接を行う。		2	和立谷矮沙人阳	であれば再度組立溶接を行う。		
		われ部分を完全に除去し、発生原因を究明し			われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、			
	3 淡揺われ	われ部分を元至に除去し、発生原因を先明し		9	次はかり	4分6時分を九主に休去し、光上休囚を九分して、		
S	3 溶接われ	で、それに応じた再溶接を行う。		3	溶接われ	それに応じた再溶接を行う。		
3	3 溶接われ 4 溶接ビード表面の ピット			3	溶接ビード表面の			

13. ひずみとり

受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表 $10-2-\frac{12}{2}$ によるものとする。

グラインダーで削りを整形する。

溶接後、グラインダー仕上げする。

程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、又は

グラインダー仕上げする。

表 $10-2-\underline{12}$ ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法

10-2-6 仮組立

- 1. 一般事項
- (1) 受注者は、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと(以下「実仮組立」という。)を基本とする。ただし、<u>シミュレーション仮組立等の</u>他の方法によって実仮組立と同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て実施できる。
- $(2) \sim (4)$ 【略】

10-2-7 ボルト接合

1. ボルト孔の径は、表 10-2-<u>13</u>に示すとおりとする。

5 オーバーラップ

凸凹

溶接ビード表面の

アンダーカット

表 10-2-<u>13</u> ボルト孔の径 【略】

(1) ~ (2) 【略】

2. 許容差

ボルト孔の径の許容差は、表 10-2-14 に示すとおりとする。

13. ひずみとり

受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表 $10-2-\underline{10}$ によるものとする。

グラインダーで削りを整形する。

接後、グラインダー仕上げする。

程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、又は溶

グラインダー仕上げする。

表 10-2-10 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法

【略

10-2-6 仮組立

5 オーバーラップ

7 アンダーカット

凸凹

溶接ビード表面の

- 1. 一般事項
- (1) 受注者は、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと(以下「実仮組立」という。)を基本とする。ただし、他の方法によって実仮組立と同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て実施できる。

(2)~(4) 【略】

10-2-7 ボルト接合

1. ボルト孔の径は、表 10-2-11 に示すとおりとする。

表 10-2-<u>11</u> ボルト孔の径 【略】

(1) ~ (2) 【略】

2. 許容差

ボルト孔の径の許容差は、表 10-2-12 に示すとおりとする。

字句修正

表番号の修正

表番号の修正

表番号の修正

表番号の修正

改正	送		現行	備考
ただし、摩擦接合の場合は、1 ボルト群の 20%に対し	ノては+1.0mm まで良い	5のとする。	ただし、摩擦接合の場合は、1 ボルト群の 20%に対しては+1.0mm まで良いものとする。	
表10-2- <u>14</u> ボル	レト孔の径の許容差 【略】		表 10-2- <u>12</u> ボルト孔の径の許容差 【略】	表番号の修正
3. 仮組立て時のボルト孔の精度 【削る】(1) 受注者は、支圧接合を行う材片を組み合わせた場合 (2) 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及ればならない。			 3. 仮組立て時のボルト孔の精度 (1)受注者は、摩擦接合を行う材片を組み合わせた場合、孔のずれは 1.0mm 以下にしなければならない。 (2)受注者は、支圧接合を行う材片を組み合わせた場合、孔のずれは 0.5mm 以下にしなければならない。 (3)受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表 10-2-13 のとおりにしなければならない。 	項目削除
表 10-2- <u>15</u> ボル	レト孔の貫通率及び停止3 【略】	×	表 10-2- <u>13</u> ボルト孔の貫通率及び停止率 【略】	表番号の修正
○-2-8 工場塗装工			10-2-8 工場塗装工	
 ~ 2. 【略】 <u>気温湿度</u>条件 受注者は、気温、湿度の条件が表 10-2-16 の塗装禁止 塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているとき の場合は、監督員と協議しなければならない。 				
表 10-2- <u>16</u>	塗装禁止条件		表 10-2- <u>14</u> 塗装禁止条件	表番号の修正
	気温(℃) 5以下	湿度 (RH%) 85 以上	塗料の種類 気温 (℃) 湿度 (RH%)長ばく形エッチングプライマー 5以下 85以上無機ジンクリッチプライマー	注記の追記
無機ジンクリッチへ。イント	0以下	50以下	無機ジンクリッチペイント 0以下 50以下	
有機ジンクリッチペイント	5以下	85 以上	有機デンクリッチペイント 5以下 85以上	
工。"	10以下	85 以上	工术。	
亜鉛めっき用エポキン樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキン樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上	亜鉛めっき用エポキン樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキン樹脂塗料下塗 5 以下 85 以上	
初同時で元光が持続を	FUT	OF DI L	初自時式からな存在に冷む	

三口 三次	/\(\mu \ \C)	1311/0/
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85 以上
無機ジンクリッチプライマー	0以下	50 以下
無(後) マクリックハ イント	V 5/ 1	000011
有機バンクリッチへ。イント	5以下	85 以上
工。お樹脂塗料下塗 ※ 変性工。お樹脂塗料下塗 変性工。お樹脂塗料下塗 変性工。お樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上
亜鉛めっき用エポキン樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキン樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上
超厚膜形式 衫樹脂塗料 💥	5以下	85 以上
コポ	5 以下、20 以上	85 以上
無溶剤形変性球。杉樹脂塗料	10以下、30以上	85 以上
無溶剤形変性球。杉樹脂塗料(低温用)	5 以下、20 以上	85 以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポ゚ お樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポ゚ お樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上

長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上
無機ジェンクリッチプ。ライマー 無機ジェンクリッチへ。 イント	0以下	50以下
有機どンクリッチペ゜イント	5以下	85 以上
工。お樹脂塗料下塗 変性工。お樹脂塗料下塗 変性工。お樹脂塗料内面用 変性工。お樹脂塗料内面用	10以下	85 以上
亜鉛めっき用エポキン樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキン樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上
超厚膜形址 钐樹脂塗料	5以下	85 以上
工。お樹脂塗料下塗(低温用) 変性球。お樹脂塗料下塗(低温用) 変性球。お樹脂塗料内面用(低温用)	5 以下、20 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキン樹脂塗料	10以下、30以上	85 以上
無溶剤形変性球炎樹脂塗料(低温用)	5 以下、20 以上	85 以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキン樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキン樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上

改正後			現行	備考
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85 以上	ふつ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふつ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふつ素樹脂塗料上塗 ロ以下 85以上	
鉛・クロムフリーさび止めへ。 かト 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	
注)※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は低温用の塗料 4. ~ 5 【略】	4を用いなければなら	ない。	4. ~ 5 【略】	
6. 施工 (1) 受注者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じない (2) 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一7 (3) 受注者は、溶接部、ボルトの接合部分、その他構造の複ならない。	以状態にしてから使用	しなければならない。	6. <u>塗装面の処理</u> (1) 受注者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。 【新設】 (2) 受注者は、溶接部、ボルトの接合部分、その他構造の複雑な部分の必要膜厚を確保するように施工しなけれならない。	字句修正 項目追記 ず
<u>「</u> 消る」 <u>7</u> . (略) <u>8</u> . (略)			7. 攪拌 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。 8. 【略】 9. 【略】	項目削除
9. 検査 (1)~(5)【略】 (6)【略】 ①~3 【略】 ④平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つ値と合わせて計算した結果が、基準値を満足すれば合格とい。				^荷 字句修正
(7) [略] 第3節 鋼橋付属物製作			(7) [略] 第3節 鋼橋付属物製作	
10-3-1 ~ 10-3-5 【略】			10-3-1 ~ 10-3-5 【略】	
10-3-6 橋梁用防護柵製作工			10-3-6 橋梁用防護柵製作工	
 製作加工 (1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合 ①【略】 			1. 製作加工(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合①【略】	
 ②受注者は <u>めっき膜厚量を両面で 42 μm</u> 以上とする。そとを確認しなければならない。 ③【略】 (2) 亜鉛めっき地肌のままの場合 	の場合、受注者は、 <u>&</u>	<u>かっき膜厚</u> 量が前述以上でを	②受注者は、 <u>亜鉛の付着量を JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)Z27 の 275 g/m²(両面付着量)</u> 以上 する。その場合、受注者は、 <u>亜鉛</u> の付着量が前述以上であることを確認しなければならない。 ③【略】 (2) 亜鉛めっき地肌のままの場合	学句修正
 (2) 亜鉛のっき地別のままの場合 ①【略】 ②受注者は、<u>めっき</u>付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) HDZT77 の 77 μm (膜厚) 以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は HDZT49 の 49 μm (膜厚) 以上 			①【略】②受注者は、<u>亜鉛</u>の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき	

25								備考
としなければならない。 ③ 【略】 2. ~ 3. 【略】 10-3-7 ~ 10-3-8 【略】			種 (HDZ35) の350g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。 ③ 【略】 2. ~ 3. 【略】 10-3-7 ~ 10-3-8 【略】					
第4節 工場製品輸送工			第4節 工場	製品輸送工				
10-4-1 一般事項			10-4-1 -	般事項				
1. 【略】	<u>載しなければならない。</u>		1.【略】 【新設】 <u>2</u> .【略】					施工計画書への記載項目追記
<u>4</u> . 【略】			<u>3</u> . 【略】	ta=n				
第5節 鋼橋架設工			第5節 鋼橋 	架設工				
10-5-1 ~ 10-5-4 【略】			10-5-1	~ 10-5-	4 【略】			
10-5-5 現場継手工			10-5-5 現場継手工					
 1.【略】 2. ボルトの締付け (1) ~ (5) 【略】 (6) ボルトの締付け機、測量器具などの検定は、以下・軸力計は現場搬入直前に1回、その後は3ヶ 	1. 【略】 2. ボルトの締付け (1) ~ (5) 【略】 (6) ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヶ月ごとに、その他の機器は3ヶ月ごとに点検を行い、精度を確認しなければならない。				検定項目追記			
・ トルクレンチは現場搬入時に1回、搬入後は ・ ボルト締付け機は現場搬入前に1回点検し ただし、トルシア形高力ボルト専用締付け機 3. 締付けボルト軸力 締付けボルト軸力については、以下の規定によるもの (1)【略】	1ヶ月に1回検定を行う。 般入後は3ヶ月1回検定を行う。 は検定の必要はなく、整備点検を行え	ばよい 。	3. 締付けボルト	軸力	下の規定によるものとする			
(2) 摩擦接合ボルトを、表 10-5-3 に示す設計ボルト		ならない。				得られるように締付けなければな	ならない。	
セット ボルトの呼び	計ボルト軸力 (kN) 、			セット	表 10-5-3 設計ボバ ボルトの呼び	ント軸刀(kiN) 設計ボルト軸力	7	
M20	133				M20	133		
F8T M22	165			F8T B8T	M22	165		
M24	192				M24	192		
F10T M20	165			F10T	M20	165		
S10T M22	205			S10T	M22	205		
B10T M24	238			B10T	M24	238		
<u>M22</u> <u>S14T</u>	<u>299</u>			【新設】	【新設】	_【新設】_		項目追記
<u>M24</u>	<u>349</u>			<u> 1</u> 77[BX]	<u>【新設】</u>	_【新設】		

ᇌ	区经
겁미	口分

(3)【略】

(4)トルシア形高カボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表 10-5-4 及び表 10-5-5 に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。

表 10-5-4 常温時 (10~ 30°C) の締付けボルト軸力の平均値

2(10		
セット	ボルトの呼び	1製造ロットのセットの 締付けボルト軸力の平均値 (kN)
	M20	177~202
S10T	M22	212~249
	M24	247~290
C1./T	<u>M22</u>	<u>311∼373</u>
<u>S14T</u>	<u>M24</u>	<u>363∼435</u>

表 10-5-5 常温時以外 (0~10℃、30~60℃) の締付けボルト軸力の平均値

2(10 0 0		
セット	ボルトの呼び	1製造ロットのセットの
		締付けボルト軸力の平均値(kN)
	M20	167~211
S10T	M22	207~261
	M24	241~304
C1/T	<u>M22</u>	<u>299∼391</u>
<u>S14T</u>	<u>M24</u>	<u>349~457</u>

(5)【略】

4. ~ 7. 【略】

第6節 鋼橋現場塗装工

 $10-6-1 \sim 10-6-2$ [略]

10-6-3 現場塗装工

- 1. ~ 9. 【略】
- 10. 検査
- (1) ~ (5) 【略】
- (6) 受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。
 - ①塗膜厚測定値(5回平均)の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上とするものとする。
 - ②塗膜厚測定値(5回平均)の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上とするものとする。
 - ③塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計<u>値</u>の20%を超えないものとする。ただし、標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。
 - ④ 【略】
- (7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないまま現場に搬入し、<u>塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督員に提示</u>しなければならない。
 - また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表(製造年月日・ロット番号・色彩・数量を明
 - 記)を確認し、記録、保管し、監督員又は検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

(3)【略】

(4)トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表 10-5-4 及び表 10-5-5 に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。

表 10-5-4 常温時 (10~ 30°C) の締付けボルト軸力の平均値

現行

セット	ボルトの呼び	1製造ロットのセットの 締付けボルト軸力の平均値 (kN)
	M20	177~202
S10T	M22	212~249
	M24	247~290
【新設】		_【新設】_
_【和故】	【新設】	<u>【新設】</u>

表 10-5-5 常温時以外 (0~10℃、30~60℃) の締付けボルト軸力の平均値

セット	ボルトの呼び	1製造ロットのセットの 締付けボルト軸力の平均値 (kN)
S10T	M20	167~211
	M22	207~261
	M24	241~304
【新設】	【新設】	<u>【新設】</u>
	【新設】	

項目追記

項目追記

備考

(5)【略】

4. ~ 7. [略]

第6節 鋼橋現場塗装工

 $10-6-1 \sim 10-6-2$ [略]

10-6-3 現場塗装工

- 1. ~ 9. 【略】
- 10. 検査
- (1) ~ (5) 【略】
- (6) 受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。
- ①塗膜厚測定値(5回平均)の平均値は、目標塗膜厚(合計値)の90%以上とするものとする。
- ②塗膜厚測定値(5回平均)の最小値は、目標塗膜厚(合計値)の70%以上とするものとする。
- ③塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚<u>(合計)</u>の20%を超えないものとする。ただし、 平均値が標準塗膜厚以上の場合は合格とするものとする。
- ④ 【略】
- (7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないまま現場に搬入し、<u>使用</u>しなければならない。また、 受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書<u>・</u>塗料成績表(製造年月日・ロット番号・色彩・数量を明記)<u>の確認</u> を監督員に受けなければならない。

字句修正

字句修正

改正後	現行	備考
第7節 床 版 工	第7節 床 版 工	
10-7-1 【略】	10-7-1 【略】	
 鉄筋コンクリート床版 受注者は、鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。 (1) ~ (3) 【略】 (4) 受注者は、スペーサについては、コンクリート製若しくはモルタル製を使用することを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スペーサは、1 ㎡当たり 4 個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込み中、その形状を保つものとする。 	 1. 受注者は、鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。 (1) ~ (3) 【略】 (4) 受注者は、スペーサについては、コンクリート製若しくはモルタル製を使用することを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ監督員と協議しなければならない。スペーサは、1 ㎡当たり 4 個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込み中、その形状を保つものとする。 	字句修正字句修正
(5) ~ (11) 【略】 (12) 受注者は、床版コンクリート打設前に <mark>おいては主桁のそり、床版の基準高を測定し、</mark> その記録を整備及び保管 し、監督員又は検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 2.【略】	 (5) ~ (11) 【略】 (12) 受注者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンバーを測定し、その記録を整備及び保管し、監督員又は検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 2. 【略】 	字句修正
第8節 支承 工	第8節 支 承 工 	
10-8-1 【略】	10-8-1 【略】	
10-8-2 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第 <u>6</u> 章 支承部の施工」(日本道路協会)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10-8-2 支 承 エ 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
第9節 鋼橋付属物架設工	第9節 鋼橋付属物架設工	
0-9-1 ~ 10-9-5 【略】	10-9-1 ~ 10-9-5 【略】	
10-9-6 橋梁用防護柵工 ① 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置・勾配・平面形線形に設置しなければならない。 ② 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合(支柱を土中に埋め込む場合であって、地表面をコンクリートで覆う場合を含む。)において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。 ①海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ②雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所 ③路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	10-9-6 橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置・勾配・平面形線形に設置しなければならない。 【新設】	項目追記
10-9-7 ~ 10-9-9 【略】 第 11 章 水管橋上部工	10-9-7 ~ 10-9-9 【略】 第 11 章 水管橋上部工 第 1節 ~ 第 4節 【略】	
第1節 ~ 第4節 【略】	עמייע יישייה אין	

改正後	現行	備考
 第5節 水管橋用歩廊等 11-5-1 水管橋用歩廊等 1. [略] 2. 水管橋用歩廊等の機能及び構造 (1) ~ (3) [略] (4) 歩廊の出入口には、施錠可能な扉を設置するとともに、必要に応じて、立入禁止等の標示板を設けるものとする。 (5) [略] 3. [略] 	 第5節 水管橋用歩廊等 11-5-1 水管橋用歩廊等 1.【略】 2. 水管橋用歩廊等の機能及び構造 (1) ~ (3) 【略】 (4) 歩廊の出入口には、施錠可能な扉を設置するとともに、必要に応じて、立入禁止等の標示板を設けるものとする。 (5)【略】 3.【略】 	字句修正
第12章 ~ 第13章 【略】	第12章 ~ 第13章 【略】	